

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和7年度相筋第1樋門外6件操作業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長 田中 雄三 和歌山県田辺市中万呂142
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	新宮市長 田岡 実千年 和歌山県新宮市春日1番1号
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥3,703,392-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	
随意契約によることとした理由	本業務は、新宮川水系熊野川川他の相筋第一樋門外6件における施設の操作を実施するものである。 河川管理施設の施設操作については、河川法第99条の規定に基づき、関係地方公共団体に委託することができる。 相筋第一樋門外6件はその操作を行う影響が新宮市の区域に限られる。 以上のことから、本業務を履行できるのは、唯一、新宮市であるので随意契約を行うものである。
備考	